

令和8年9月18日
教 務 課

警報情報についてはNHK等の報道機関を活用してください。

●災害に関する警報・JRの運休に伴う臨時休業

赤磐市・岡山市・備前市・和気町のいずれかに、次の警報等が発令された場合

(ア) 河川氾濫・大雨・土砂災害のいずれかの警戒レベル3相当以上の防災気象情報

ただし、警戒レベル3が警報、警戒レベル4が危険警報、警戒レベル5が特別警報に相当する。

(イ) 大雪・暴風・暴風雪のいずれかの警報もしくは特別警報

次のように措置する。

1 午前6:00に、上記の(ア)もしくは(イ)が発令されている場合には「臨時休業」とする。以降に解除された場合も臨時休業とする。

2 午前6:00に、上記の(ア)もしくは(イ)が発令されていなくても、始業時刻(午前8:40)までに(ア)もしくは(イ)が発令された場合は「臨時休業」とする。

3 始業後、上記の(ア)もしくは(イ)が発令された場合は、協議の上適宜措置をとる。

4 警報等は発令されていないが、登校時、山陽本線(東岡山～和気)が運行を停止している場合は自宅待機とする。午前10時までに運行が再開されない場合は臨時休業とする。

5 上記警報以外の気象、その他憂慮される事態においては、協議の上適宜措置する。

なお、各自が通学のために家を出る時刻に、上記の(ア)もしくは(イ)が発令されている場合やJR運休で登校できなかった場合は、「出席扱い」とする。安全を最優先し家庭待機すること。

*各自が通学のために通常家を出る時刻に、赤磐市・岡山市・備前市・和気町以外の居住地区に上記の(ア)もしくは(イ)が発令されている場合には「家庭待機」とし、家庭待機している生徒は、出席扱いとし、出席簿にその旨を記すものとする。